

## 代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 この特約条項の定めるところに従い、契約金額の確定を行い、乙に支払われる代金の金額を確定するものとする。

(契約金額)

第2条 この契約に定める契約金額は、概算の金額とし、その内訳は別紙のとおりとする。

(代金の確定)

第3条 前条に定める契約金額は、この特約条項の定めるところに従い、 年 月 日までに確定するものとする。

2 前項により確定すべき金額は、乙が契約の履行のために支出し、又は負担した費用、あるいは支出し、又は負担すべき費用に適正な利益を加えた金額とし、前条の別紙に示す条件に従い甲の計算に基づき、乙と協議のうえ、決定した額とする。

(契約金額確定のための計算基準)

第4条 契約金額確定のための計算基準は、甲の確認した乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）によるものとする。

(原価報告（見積）書の提出)

第5条 乙は、第3条第2項に定める確定すべき金額につき原価報告（見積）書を、 年 月 日までに提出するものとする。

2 甲は、前項の原価報告（見積）書のほか、乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類、その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

3 甲は、乙が第1項に定める時期までに原価報告（見積）書を提出しなかったときは、甲が計算した金額をもって乙に支払われる金額とすることができる。

(計算規則の確認等)

第6条 乙は、契約締結後速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に提出し、確認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前各項の規定は、この契約以外の甲との契約において当該事項に関し、甲の確認若しくは承認を受け又は甲に報告している場合は適用しない。

(原価調査等)

第7条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認しその適否を審査するため、乙が提出した原価報告書その他の資料に基づいて原価調査又は原価監査（以下「原価調査等」という。）を実施するものとする。

2 甲は、原価調査等を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する職員を、乙の営業所、工場、その他の関係場所に派遣するものとする。た

だし、下請負者の営業所、工場、その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 前項に規定する甲の指名する職員の派遣及び職務の執行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。

4 甲は、乙が原価調査等の実施に協力しないため、原価調査等を実施することができなかった場合は、査定により、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(見込額報告書の提出)

第8条 乙は、この契約の履行について、次の各号の一に該当する場合は、別紙様式により超過（又は減額）見込額とともにその理由を甲に 年 月 日までに報告しなければならない。ただし、第2条の別紙内訳で契約金額をもって支払限度額としている場合は、減額見込額のみとする。

(1) 代金の確定見込額が契約金額を超過すると見込まれる場合

(2) 代金の確定見込額が契約金額に達しないと見込まれる場合において、その差額が次のア、イ及びウのいずれかに該当すると見込まれる場合

ア 契約金額が300万円以下の場合は30万円以上

イ 契約金額が300万円を超え1,000万円未満の場合は、50万円以上

ウ 契約金額が1,000万円以上の場合は、契約金額の10パーセント以上見込まれるとき。

2 甲は、乙が契約金額の超過を予想しながら前項に定める期限までに、見込額報告書の提出を怠ったときは、甲の査定するところにより、契約金額を確定することができる。

(紛争の処理)

第9条 代金の確定について第3条第1項の期日が到来したにもかかわらず、甲乙間の協議がととのわない場合は、甲は、甲が適当と認める金額を確定すべき価格とみなして代金を確定し、これを乙に支払うものとする。

2 乙が、前項に基づき甲の算定する確定金額に不服がある場合は、契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。

## 内 訳 書

## 1 計算内訳書

費 目	確定又は、限度額の基準
直接材料費	( )
加工費	( )
直接経費	( )
総利益	( )
ロイヤリティ	( )
梱包輸送費	( )
消費税額及び地方消費税額	( )

## 2 条件等

1 第2条に定める契約金額は、この契約に定める、直接材料費、加工費、直接経費、総利益、ロイヤリティ、梱包輸送費、消費税額及び地方消費税額の合算額（支払限度）とする。

## 2 条件等

注： 用紙は、A列4番とし、別紙（1）又は別紙（2）を選択し、別紙として添付するものとする。

年 月 日

分任支出負担行為担当官  
 航空自衛隊航空中央業務隊司令 殿  
 (会計科長 気付)

住 所  
 会社名  
 代表者

## 発生・見込額報告書の提出について

標記について、下記契約に係る費用の発生見込額が、契約金額より 円「増額」「減額」になると予想されますので、特約条項に基づき報告します。

## 記

- 1 契約番号 (年月日) :
- 2 契 約 品 名 :
- 3 契 約 金 額 :
- 4 納 期 :
- 5 確 定 期 日 :
- 6 過不足額の概要 :

区分 費目	契約金額 A	発生実績額 B	発生見込額 C	合 計 D = B + C	過不足額 E = A - D	備 考